

感 染 症 第 606 号
令和6年（2024年）7月1日

各医療機関の長様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
医療体制担当課長

HIV 感染症に関する正しい知識の普及について

本道の感染症対策の推進に当たっては、日頃より御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省エイズ動向委員会によると、全国で毎年約 1,000 件前後の新たな HIV 感染者及びエイズ患者が報告されております。また、HIV 感染症の治療の進歩により HIV 感染者の生命予後は非感染者と同等になってきております。一方、HIV 感染症以外の一般診療を必要とされる方が増加しておりますが、一般医療機関における HIV 感染者に対する診療拒否が問題となっております。厚生労働省からの通知（健感発 0118 第 5 号：平成 30 年 1 月 18 日）にも「HIV 感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れることができる疾病であるということが浸透しておらず、診療拒否に繋がっている。」と記載がありますが、北海道におきましても一般医療機関における HIV 感染者に対する診療拒否の報告を少なからず受けております。HIV 感染者の診療拒否は医師法の「応招義務違反」にあたるものですが、診療拒否がなくならない要因の一つに HIV 感染症に関する正しい知識の不足があると考えられます。

北海道エイズ治療ブロック拠点病院である北海道大学病院では、北海道からの受託事業として別添の「HIV/AIDS 出張研修」を実施しています。

つきましては、貴院におかれましても本研修などをご活用いただき、HIV 感染症に関する正しい知識を習得し、HIV 感染者の一般診療の受け入れに御理解と御協力をお願ひいたします。

記

1 送付内容

- (1) 令和6年度 北海道ブロックエイズ治療拠点病院 出張研修実施要項・申込書
- (2) HIV 診療についてセルフチェック
- (3) 健感発 0118 第 5 号 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に係る留意事項について」